

吉備国際大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて学部・学科の学術研究領域に関する理論および社会の問題を研究教授し、応用能力をもつ人格を陶冶することを目的とする。

2 本大学の学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

学 部 名	目 的
社会科学部	地域社会・企業・スポーツ関連組織の経営や運営に関する社会科学的な専門知識を教授し、平和で安全な環境を守りつつ社会の持続可能な発展に貢献しうる人材を養成する。
看護学部	医療・保健・社会福祉分野における看護職として必要な知識・技術を教授し、人間・生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性・倫理観を培い、地域社会において貢献し得る有為な人材を養成する。
農学部	農業生産技術、醸造・発酵を含めた農産加工に加え、水生生物の養殖や増殖、水産加工など1次産業全般にわたる基本的な知識と技術の修得、あるいは、醸造・発酵を含めた食品科学全般にわたる基本的な知識と技術の修得を基礎として、専門分野に関する深い学識と技術を身につけ、農業および漁業、食品関連産業などの分野における活動を通して、社会に貢献することができる人材を養成する。
外国語学部	外国と日本の社会・文化を学び、高度な外国語コミュニケーション能力、論理思考力、幅広い世界観を身につけて、世界に雄飛する人材を養成する。
アニメーション学部	絶え間なく変化・進展するアニメーション業界全体に関わる知識および技術を深く理解し、今後に向けてアニメーション業界全体の発展を総合的に担うことができる人材を養成する。
人間科学部	人間科学の基礎と応用を教授し、地域社会で暮らす人間の心理的・身体的・社会的な側面への深い理解のもと、人間科学を基盤に心理、教育、理学療法、作業療法の専門性を発揮し、その地域社会で暮らす人間が抱える課題を解決できる高度な人材を養成する。

3 本大学の学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

学 科 名	目 的
経営社会学科	社会学的視座から分析した人間社会についての知識と、現代社会の基盤である経営・経済に関する知識を教授し、協調性と創造性を併せ持つ豊かな人間性とグローバル化に対応できる能力を培い、持続可能な社会の実現に寄与できる人材を養成する。
スポーツ社会学科	スポーツの指導、組織化、運営に関する専門的な知識と技術を教授し、スポーツ関連諸機関において、人間関係を重視しリーダーシップをとり得る人材を養成する。
看護学科	看護に関する専門知識と技術を教授し、人間・生命の尊厳を護る倫理的態度を培い、科学的根拠に基づくケアを実践し、看護の創造的発展に寄与する人材を養成する。
農業資源生物学科	「作物生産」、「流通・販売」、「地域創成」、「醸造」、「食品加工」の全般にわたる基本的な知識と技術を幅広く身につけ、農業を基軸とするさまざまな地域産業の振興に寄与したいという情熱をもつ人材を養成する。
海洋水産生物学科	1次産業全般を俯瞰した上で、水圏環境を保全し、持続可能な形で利用することを念頭に置き、海洋生物や水環境の保全のみならず、伝統的漁業や先端的な水産増養殖、そして水産食品や水族館など海洋生物資源を利用して展開する産業について幅広い教養を持ち、それらを多様な産業化に応用する知識と技術を有して、グローバルな視点から、新たな産業の創出に貢献できる人材を養成する。
アクアグリーンフィールド学科	1次産業全般を俯瞰した上で、水圏環境や森林環境を保全し、それを利用する持続可能な新産業の形成に貢献するため、自然生態系とそれらを構成する生物特性さらには自然環境の仕組みを深く理解するとともに、自然環境下における野外活動に必要な技能やコミュニケーション能力、協働する力および専門的知識を身に付けつつ、自然環境を取り巻く人間社会生産構造をも理解する視座の高い人材を養成する。
外国学科	外国と日本に関する幅広い教養を培い、高度な英語コミュニケーション能力と国際ビジネス等の専門的知識を修得して、グローバル社会の発展に貢献し得る人材を養成する。
アニメーション学科	絶え間なく変化・進展するアニメーション業界全体に関わる知識および技術を深く理解し、今後に向けてアニメーション業界全体の発展を総合的に担うことができる人材を養成する。
人間科学科	人間科学の基礎と応用を教授し、地域社会で暮らす人間の心理的・身体的・社会的な側面への深い理解のもと、人間科学を基盤に心理、教育、理学療法、作業療法の専門性を発揮し、その地域社会で暮らす人間が抱える課題を解決できる高度な人材を養成する。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 本学は第1項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うものとする。

(学部、学科および収容定員)

第2条 本学に次の学部および学科を置き、収容定員を次のとおりとする。

社会科学部	入学定員	編入学定員	収容定員
経営社会学科	80名	3年次 2名	324名
スポーツ社会学科	70名		280名
看護学部			
看護学科	40名	3年次 10名	180名
理学療法学科	—		—
作業療法学科	—		—
心理学部			
心理学科	—		—
農学部			
農業資源生物学科	40名	3年次 2名	164名
海洋水産生物学科	40名		160名
アクアグリーンフィールド学科	40名		160名
外国語学部			
外国学科	50名		200名
アニメーション学部			
アニメーション学科	50名	2年次 10名 3年次 5名	240名
人間科学部			
人間科学科			
心理学専攻	40名		160名
理学療法学専攻	40名		160名
作業療法学専攻	40名		160名

第2条の2 削除

2 削除

(留学生別科)

第2条の3 本学に留学生別科を置き、収容定員を次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
留学生別科	160名	160名

2 留学生別科に関する規程は、別に定める。

(修業年限)

第3条 本学の修業年限は、4年とする。

2 第25条の規定により入学した学生の修業年限は、3年次編入学は2年、2年次編入学は3年とする。

(在学期間)

第4条 在学期間は疾病その他の事由により延長することができる。ただし、在学期間は8年をこえることはできない。

第2章 学年・学期および休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 1学年の授業期間は、35週にわたることを原則とし、1学年を分けて次の2期とする。

春学期	4月1日から9月30日
秋学期	10月1日から翌年3月31日

(休業日)

第7条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 創立者の日 4月30日
- 四 創立記念日 5月4日

- 五 夏季休業 8月11日から9月30日まで
 六 冬季休業 12月25日から翌年1月8日まで
 七 学年末休業 3月4日から3月31日まで
- 2 特別の事情があるときは、学長は前項の休業期間を変更することができる。
 3 臨時の休業日は、そのつど学長が定める。

第3章 授業科目および単位数

(授業科目の区分)

第8条 各学部において開設する授業科目は、次のとおりとし、これを4年間に配当して教授する。

学 部	学 科	授 業 科 目
社会科学部	経営社会学科	教養科目・専門教育科目
	スポーツ社会学科	教養科目・専門教育科目
看護学部	看護学科	教養科目・専門教育科目
農学部	農業資源生物学科	教養科目・専門教育科目
	海洋水産生物学科	教養科目・専門教育科目
	アクアグリーンフィールド学科	教養科目・専門教育科目
外国語学部	外国学科	教養科目・専門教育科目・日本語教員養成に関する科目
アニメーション学部	アニメーション学科	教養科目・専門教育科目
人間科学部	人間科学科 心理学専攻	教養科目・専門教育科目
	人間科学科 理学療法学専攻	教養科目・専門教育科目・教育学に関する科目
	人間科学科 作業療法学専攻	教養科目・専門教育科目・教育学に関する科目

- 2 教育課程の編成にあたっては、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により本学が定める方針に基づき、必要な授業科目を体系的に編成するものとする。

(社会科学部に関する科目)

第9条 経営社会学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は、別表Ⅰ－(1)のとおりとする。

- 2 スポーツ社会学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は、別表Ⅰ－(2)のとおりとする。

(看護学部に関する科目)

第10条 看護学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は、別表Ⅱ－(1)のとおりとする。

- 2 削除

- 3 削除

第11条 削除

第12条 削除

- 2 削除

(農学部に関する科目)

第13条 農業資源生物学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は、別表Ⅲ－(1)のとおりとする。

- 2 海洋水産生物学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は、別表Ⅲ－(2)のとおりとする。

- 3 アクアグリーンフィールド学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は、別表Ⅲ－(3)のとおりとする。

(外国語学部に関する科目)

第14条 外国学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は、別表Ⅳ－(1)のとおりとする。

(アニメーション学部に関する科目)

第14条の2 アニメーション学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は、別表Ⅴ－(1)のとおりとする。

(人間科学部に関する科目)

第14条の3 人間科学科に関する授業科目の配置、単位数及び履修方法は、別表Ⅵ－(1)のとおりとする。

第15条 削除

第16条 削除

(日本語教員養成に関する科目)

第17条 削除

(授業科目の単位の基準)

第18条 1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 三 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第18条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前2項に関する規程は別に定める。

(学部・大学院一貫教育)

第18条の3 本学は、建学の理念を具現化するにあたり、特に優秀な学生に対して、その能力を一層伸長させることを目的に、学部と博士（前期）課程を有機的かつ効率的に関連付けた一貫教育の提供を行う。

- 2 前1項に関する規程は別に定める。

第4章 入学・休学・転学・留学および退学

(入学)

第19条 入学は学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、第6条の学期の区分により秋学期入学を認めることができる。

第20条 本学の第1年次に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 七 本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第21条 本学に入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて本学に願出しなければならない。

- 2 入学願書の受付期間は別に定める。

- 3 第1項・第2項の規定は、第25条、第28条および第36条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

第22条 入学者の選抜は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号の規定により本学が定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第23条 入学試験合格者は、学長が教授会の意見を聴いたのち、決定する。

(入学手続)

第24条 入学試験合格者は、指定の期日までに保護者および保証人連署の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料およびその他の諸納付金を納入し、かつ所定の宣誓をしなければならない。

- 2 入学試験合格者が故なくして、前項の手続きを怠るときは、合格の許可を取り消すことがある。

- 3 第1項の手続きを完了した者に対して学長は入学許可を与える。

- 4 編入学、転入学および再入学の場合も同様とする。

(編入学)

第25条 本学の編入学定員のある学科に編入学を希望する者は、選考の上、学長が教授会の意見を聴いたのち、編入学を許可する。ただし、2年次以降で、当該学科の収容定員に欠員がある場合も同様とする。その他、教育上支障がないと認めた場合も同様に許可することがある。

- 2 編入学による学生の在学期間は、入学許可された年次に応じた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

- 3 編入学に関する規程は別に定める。

(転学部・転学科)

第26条 学生が所属学部から他の学部へ転部また、所属学部内において他学科へ転科をしようとするときは、収容定員に欠員のある場合に限り、学長が教授会の意見を聴いたのち、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

(転入学)

第27条 学生が他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、あらかじめ退学する旨の退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

第28条 他の大学から転入学を志願する者については、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が教授会の意見を聴いたのち、許可する。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

(留学)

第29条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき学生が当該大学に留学することを認めることができる。

- 2 前項の留学した期間は、第3条に規定する修業年限に算入するものとする。

- 3 第41条第1項及び第2項の規定は学生が留学する場合について準用する。

- 4 留学に関する規程は別に定める。

(休学)

第 30 条 学生は、疾病その他の事由により、引続き 3 か月以上修学困難な場合は、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、保護者または保証人のいずれか連署のうえ学長に願い出て、許可を受け休学することができる。

2 疾病その他の事由により、修学することが適当でない認められる学生に対しては、学長が教授会の意見を聴いたのち、期間を定め、休学を命ずる。

第 31 条 休学期間は、引続き 1 年をこえることはできない。

ただし、特別の事由があるときは、さらに 1 年以上の休学を許可することがある。

第 32 条 休学期間は、通算して 4 年をこえることはできない。

第 33 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第 34 条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書または詳細な事由書を添え、保護者または保証人のいずれか連署のうえ学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(復学)

第 35 条 休学期間内であっても、事由が消滅し、修学しようとするときは、復学願を提出して学長の許可を受けて復学することができる。

(再入学)

第 36 条 次の各号の一に該当する者が所定の手続きを経て入学を願い出たときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、入学を許可する。

一 本学を第 34 条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者

二 第 51 条の(二)により除籍された者で、別に定める規程により再入学を願い出た者

2 前項による入学者のすでに修得した単位および在学した期間の認定は、学長が教授会の意見を聴いたのち、決定する。

第 5 章 授業科目の履修単位修得の認定および卒業

(授業科目の履修および単位修得)

第 37 条 学生は、在学中所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(単位修得の認定)

第 38 条 一つの授業科目を履修した者に対しては、認定の上所定の単位を与える。

第 39 条 単位修得の認定は、試験その他によって行なう。

(学修の評価)

第 40 条 履修した授業科目の成績評価は、秀 (S) (100～90 点)・優 (A) (89～80 点)・良 (B) (79～70 点)・可 (C) (69～60 点)・不可 (D) (59～0 点) の 5 段階で評価し、60 点以上を合格とする。

また、成績評価厳格化のため、成績評価基準に GPA 制度を導入する。

2 GPA 制度については、別に定める。

3 第 1 項に定める成績評価基準をもとに、年間の履修登録単位の上限を定め、その上限を 49 単位とする。

なお、原則として年間の履修登録単位の上限に含まれるのは、第 44 条の卒業の要件に必要な単位とするが、学科として上限に含めないことが望ましいと判断し学長が認めた科目の単位は、除外するものとする。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 41 条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。）との協議に基づき、本学学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、学長が教授会の意見を聴いたのち、60 単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものと認める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 42 条 本学は、教育上有益と認めるときは、本学学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第 41 条第 2 項により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 43 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した授業科目の単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、学長が教授会の意見を聴いたのち、単位を与える。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 41 条第 2 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(卒業)

第 44 条 本学に第 3 条に規定する修業年限以上在学し、次に定める授業科目を履修し、単位を修得することによって、次表の単位数を満たした者に対して、学長が教授会の意見を聴いたのち、卒業を認定し、これをもって本学は、学位記を授与する。

1 社会科学部においては、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	各科目合計で修得すべき単位数
社 会 科 学 部	経 営 社 会 学 科	124 以上
	ス ポ ー ツ 社 会 学 科	124 以上

一 教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
社 会 科 学 部	経 営 社 会 学 科	30 以上
	ス ポ ー ツ 社 会 学 科	30 以上

二 専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
社 会 科 学 部	経 営 社 会 学 科	94 以上
	ス ポ ー ツ 社 会 学 科	94 以上

三 経営社会学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教 養 科 目	
1. 人間力育成科目	6
2. キャリア教育科目	4 以上 ただし、留学生は2 以上
3. 数理・情報活用科目	2 以上
4. 言語教育科目	6 以上 ただし、留学生は16 以上
5. 基礎教育科目	6 以上

四 スポーツ社会学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教 養 科 目	
1. 人間力育成科目	6
2. キャリア教育科目	4 以上 ただし、留学生は2 以上
3. 数理・情報活用科目	2 以上
4. 言語教育科目	6 以上 ただし、留学生は16 以上
5. 基礎教育科目	6 以上

2 看護学部においては、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	各科目合計で修得すべき単位数
看 護 学 部	看 護 学 科	127 以上

一 教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
看 護 学 部	看 護 学 科	24 以上

二 専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
看 護 学 部	看 護 学 科	103 以上

三 看護学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教 養 科 目	
1. 人間力育成科目	6
2. キャリア教育科目	4 以上
3. 数理・情報活用科目	2 以上
4. 言語教育科目	6 以上
5. 基礎教育科目	6 以上
専 門 教 育 科 目	
看護の統合と実践・保健師科目・教職関連科目の選択科目 より修得（ただし公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱは保健師養成 課程選択者のみ履修可）	4 以上

3 農学部においては、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	各科目合計で修得すべき単位数
農 学 部	農 業 資 源 生 物 学 科	124 以上
	海 洋 水 産 生 物 学 科	124 以上
	アクアグリーンフィールド学科	124 以上

一 教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
農 学 部	農 業 資 源 生 物 学 科	24 以上
	海 洋 水 産 生 物 学 科	24 以上
	アクアグリーンフィールド学科	24 以上

二 専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
農 学 部	農 業 資 源 生 物 学 科	100 以上
	海 洋 水 産 生 物 学 科	100 以上
	アクアグリーンフィールド学科	100 以上

三 農業資源生物学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教 養 科 目	
1. 人間力育成科目	6 以上
2. キャリア教育科目	4 以上 ただし、留学生は 2 以上
3. 数理・情報活用科目	2 以上
4. 言語教育科目	6 以上 ただし、留学生は 16 以上
5. 基礎教育科目	6 以上

四 海洋水産生物学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教 養 科 目	
1. 人間力育成科目	6
2. キャリア教育科目	4 以上 ただし、留学生は 2 以上
3. 数理・情報活用科目	2 以上
4. 言語教育科目	6 以上 ただし、留学生は 16 以上
5. 基礎教育科目	6 以上

五 アクアグリーンフィールド学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教 養 科 目	
1. 人間力育成科目	6
2. キャリア教育科目	4 以上 ただし、留学生は 2 以上
3. 数理・情報活用科目	2 以上
4. 言語教育科目	6 以上 ただし、留学生は 16 以上
5. 基礎教育科目	6 以上

4 外国語学部においては、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	各科目合計で修得すべき単位数
外 国 語 学 部	外 国 学 科	124 以上

一 教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
外 国 語 学 部	外 国 学 科	22 以上

二 専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
外 国 語 学 部	外 国 学 科	102 以上

三 外国学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教 養 科 目	
1. 人間力育成科目	6
2. キャリア教育科目	4 以上 ただし、留学生は 2 以上
3. 数理・情報活用科目	2 以上
4. 言語教育科目	4 以上 ただし、留学生は 16 以上
5. 基礎教育科目	6 以上
専 門 教 育 科 目 専 門 教 育 科 目 群	26 以上 内 ジャパンスタディより 8 以上 内 英語コミュニケーションより 12 以上
国 際 教 養 科 目 群	32 以上

5 アニメーション学部においては、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	各科目合計で修得すべき単位数
アニメーション学部	アニメーション学科	124 以上

一 教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
アニメーション学部	アニメーション学科	30 以上

二 専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
アニメーション学部	アニメーション学科	94 以上

三 アニメーション学科においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教 養 科 目	
1. 人間力育成科目	6
2. キャリア教育科目	4 以上 ただし、留学生は 2 以上
3. 数理・情報活用科目	2 以上
4. 言語教育科目	6 以上 ただし、留学生は 16 以上
5. 基礎教育科目	6 以上

6 人間科学部においては、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	各科目合計で修得すべき単位数
人 間 科 学 部	人間科学科 心理学専攻	124 以上
	人間科学科 理学療法学専攻	131 以上
	人間科学科 作業療法学専攻	131 以上

一 教養科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
人 間 科 学 部	人間科学科 心理学専攻	24 以上
	人間科学科 理学療法学専攻	24 以上
	人間科学科 作業療法学専攻	24 以上

二 専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

学 部	学 科	修 得 す べ き 単 位 数
人 間 科 学 部	人間科学科 心理学専攻	100 以上
	人間科学科 理学療法学専攻	107 以上
	人間科学科 作業療法学専攻	107 以上

三 人間科学科心理学専攻においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教 養 科 目	
1. 人間力育成科目	6
2. キャリア教育科目	4 以上 ただし、留学生は 2 以上
3. 数理・情報活用科目	2 以上
4. 言語教育科目	6 以上 ただし、留学生は 16 以上
5. 基礎教育科目	6 以上
専 門 教 育 科 目 心 理 専 門 科 目	21 科目 40 以上

上記とは別に人間科学科心理学専攻の履修に関する規程を定める。

四 人間科学科理学療法学専攻においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教 養 科 目	
1. 人間力育成科目	6
2. キャリア教育科目	4 以上
3. 数理・情報活用科目	2 以上
4. 言語教育科目	6 以上
5. 基礎教育科目	6 以上

上記とは別に人間科学科理学療法学専攻の履修に関する規程を定める。

五 人間科学科作業療法学専攻においては、授業科目区分、分野ごとに次のとおり修得するものとする。

授業科目区分、分野	各科目合計で修得すべき単位数
教 養 科 目	
1. 人間力育成科目	6
2. キャリア教育科目	4 以上
3. 数理・情報活用科目	2 以上
4. 言語教育科目	6 以上
5. 基礎教育科目	6 以上

上記とは別に人間科学科作業療法学専攻の履修に関する規程を定める。

7 教育職員免許状を得ようとする者は、別に定める教員免許状取得に関する規程に従い、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。所定の単位を修得して卒業する者には、次の免許状を取得する資格が与えられる。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	教 科
社 会 科 学 部	ス ポ ー ツ 社 会 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
看 護 学 部	看 護 学 科	高等学校教諭一種免許状 養護教諭一種免許状	看 護
外 国 語 学 部	外 国 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 英 語
人 間 科 学 部	人間科学科 心理学専攻	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 公 民

8 保健師養成に係る規程は別に定める。

9 日本語教員養成コースに係る規程は別に定める。

10 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成に係る規程は別に定める。

11 学芸員に係る規程は別に定める。

(学位)

第 45 条 本学を卒業した者に学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
社 会 科 学 部	経 営 社 会 学 科 ス ポ ー ツ 社 会 学 科	経 営 社 会 学 ス ポ ー ツ 社 会 学
看 護 学 部	看 護 学 科	看 護 学
農 学 部	農 業 資 源 生 物 学 科 海 洋 水 産 生 物 学 科 アクアグリーンフィールド学科	農 学 農 学 農 学
外 国 語 学 部	外 国 学 科	外 国 語 学
アニメーション学部	ア ニ メ ー シ ョ ン 学 科	ア ニ メ ー シ ョ ン 学
人 間 科 学 部	人間科学科 心理学専攻 人間科学科 理学療法学専攻 人間科学科 作業療法学専攻	人 間 科 学 人 間 科 学 人 間 科 学

第 6 章 表彰・懲戒および除籍

(表彰)

第 46 条 学生が他の模範となる行為をしたときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、表彰する。

(懲戒)

第 47 条 学生が本学の諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、これを懲戒する。

第 48 条 懲戒の種類は次のとおりとする。

訓告

停学

退学

第 49 条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、懲戒により退学を命ずる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなく出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し学生の本分に反した者

第 50 条 停学が引続き 3 か月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。

(除籍)

第 51 条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の意見を聴いたのち、除籍する。

- 一 第 4 条の在学期間修業してなお卒業の認められない者
- 二 正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者
- 三 長期間にわたり行方不明の者
- 四 死亡した者
- 五 外国籍学生で、在籍に必要な出入国管理及び難民認定法に定める在留管理制度の対象者となる中長期在留者の資格を喪失した者

ただし、在留手続きの不備等により一時的に資格を喪失した場合はこの限りではない

2 前項の規定にかかわらず、前項第四号に掲げる者については、学長が除籍する。この場合においては、当該学生が死亡し

た日をもって除籍とする。

第7章 入学検定料・入学金および授業料その他

第52条 本学の入学検定料、入学金および授業料、その他諸納付金は別表Ⅶのとおりとする。

第53条 演習および実習などに要する費用は別に徴収する。

第54条 第52条および第53条の諸納付金は、別に定める規程により納付しなければならない。

2 所定の期日までに納入金の納入を怠っている者は、それを納入するまで授業および試験に出席することならびに附属図書館備えつけの図書を読覧することを禁止することがある。

第55条 休学中の納付金は、月額 25,000 円とする。

第56条 転学、退学および停学者は、その期の諸納付金は納入しなければならない。

第57条 既納の納付金は原則として返還しない。

第8章 科目等履修生・研究生・委託生・特別聴講学生および外国人留学生

(科目等履修生)

第58条 本学学生以外の者で本学の特定の科目について履修を願い出た者があるときは、授業に支障を来さない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可する。

2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(研究生)

第59条 国内外の大学、公共団体、企業からの委託又は個人から本大学において研究することを願い出た者があるときは、選考の上研究生としてこれを許可する。

2 研究生に関する規程は別に定める。

(委託生)

第60条 公共団体又はその他の機関から本学の特定の授業科目について修学を委託される者があるときは、授業に支障を来さない限り選考の上委託生としてこれを許可する。

第61条 委託生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第62条 他の大学（外国の大学を含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生としてこれを許可する。

第63条 特別聴講学生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生)

第64条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生については、日本語関連科目を開設し、第44条に基づいて履修しなければならない。ただし、日本語能力試験N1（以下、N1という。）に合格した学生は、言語教育科目の日本語（留学生専門科目）以外の母国語を除く外国語を履修することができる。

第65条 外国人留学生に関する規程は別に定める。

(帰国子女)

第66条 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間高等学校に対応する学校における教育を受けた者で、学長が教授会の意見をきいたのち、必要と認めた学生は第64条第2項に定める科目の履修を許可する。

第9章 公開講座

第67条 地域の教育、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することができる。

第10章 特待生および奨学生

第68条 学生にして学力優秀品行方正かつ身体強健なる者を特待生とすることがある。

第69条 前条に関する規程は別に定める。

第11章 教職員組織

第70条 本学に学長、副学長、研究科長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員およびその他の教職員を置く。

第12章 教授会および大学協議会

(教授会)

第71条 本学に次の教授会を置く。

2 教授会は、全教員を構成員とした全学教授会および全学教授会より選任された代議員による代議員教授会並びに学部、研究科ごとに学部教授会、研究科教授会を置く。

第 71 条の 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業および課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（以下この項目を「学長裁定」という。）

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 71 条の 3 本学の教授会に関する規程および学長裁定は別に定める。

（大学協議会）

第 72 条 本学に大学協議会を置く。

- 2 大学協議会に関する規程は別に定める。

第 13 章 大学院

（大学院）

第 73 条 本学に大学院を置く。

- 2 前項に関する学則は別に定める。

第 14 章 附属図書館

（附属図書館）

第 74 条 本学に附属図書館を置く。

- 2 前項の施設に関する規程は別に定める。

第 15 章 附属研究所

（附属研究所）

第 75 条 本学に附属研究所を置く。

- 保健福祉研究所
- 心理・発達総合研究センター
- 文化財総合研究センター

- 2 前項の各研究所に関する規程は別に定める。

第 16 章 附属センター

（附属センター）

第 76 条 本学に附属センターを置く。

- 健康管理センター
- ボランティアセンター

- 2 前項のセンターに関する規程は別に定める。

第 17 章 保健および厚生施設

（保健および厚生施設）

第 77 条 本学に保健室ならびに厚生に関する諸施設を設ける。

（健康診断）

第 78 条 教職員および学生の健康管理のため健康診断を行なう。

附 則 この学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 43 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 43 条については従前の規定による。

なお、第2条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入 学 定 員
社会学部	
国際社会学科	150 名
産業社会学科	150 名
計	300 名

附 則 この改正学則は平成4年10月1日から施行する。

附 則 この改正学則は平成5年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第43条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成5年9月1日から施行する。

附 則 この改正学則は平成6年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第43条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成6年11月1日から施行する。

附 則 この改正学則は平成7年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第45条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成8年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第8条、第9条、第37条、第45条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成8年10月1日から施行する。

附 則 この改正学則は平成9年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第45条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成10年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第47条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成11年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第9条、第10条第1項、第11条、第12条、第39条、第47条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成12年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第39条、第47条については従前の規定による。

なお、第2条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入 学 定 員				
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
社会学部					
国際社会学科	160 名	155 名	150 名	145 名	140 名
ビジネス コミュニケーション学科	160 名	155 名	150 名	145 名	140 名
計	320 名	310 名	300 名	290 名	280 名

附 則 この改正学則は平成13年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第40条、第48条については従前の規定による。

また、平成11・12年度看護学科に入学した学生は、第10条第1項の別表Ⅱ－(1)については改正学則を適用する。
平成12年度作業療法学科に入学した学生は、第10条第3項の別表Ⅱ－(3)及び第40条については改正学則を適用する。

なお、第2条の規定にかかわらず、平成13年度から平成16年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入 学 定 員			
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
社会学部				
国際社会学科	120 名	115 名	110 名	105 名
ビジネス コミュニケーション学科	130 名	125 名	120 名	115 名
計	250 名	240 名	230 名	220 名

附 則 この改正学則は平成13年10月1日から施行する。

附 則 この改正学則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条、第8条、第11条、第12条、第40条、第41条、第48条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第11条、第12条、第40条については従前の規定による。

また、平成 13・14 年度精神保健福祉学科及び福祉ボランティア学科に入学した学生は、第 11 条第 3 項の別表Ⅲ－(3) 並びに第 5 項の別表Ⅲ－(5) については改正学則を適用する。

なお、第 2 条の規定にかかわらず、平成 15 年度から平成 18 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	収 容 定 員			
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
社会学部				
国際社会学科	485 名	390 名	335 名	285 名
ビジネス コミュニケーション学科	515 名	430 名	375 名	325 名

附 則 この改正学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条については従前の規定による。

また、平成 13・14・15 年度文化財修復国際協力学科に入学した学生は、第 9 条第 3 項の別表Ⅰ－(3) については改正学則を適用する。

なお、第 2 条の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	収 容 定 員		
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
社会学部			
国際社会学科	385 名	325 名	270 名
ビジネス コミュニケーション学科	415 名	345 名	280 名

附 則 この改正学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 14 条、第 41 条については従前の規定による。

また、平成 13・14・15・16 年度国際社会学科及びビジネス コミュニケーション学科に入学した学生は、第 9 条に規定する科目のうち、次の科目については履修できるものとする。

学 科 名	授業科目	単位数		授業科目	単位数	
		必修	選択		必修	選択
国際社会学科	社会調査法Ⅲ		2	社会調査統計学Ⅱ		2
	社会調査統計学Ⅰ		2	社会調査実習		4
ビジネス コミュニケーション学科	社会調査法Ⅲ		2	社会調査統計学Ⅱ		2
	社会調査統計学Ⅰ		2	社会調査実習		4

なお、第 2 条の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	収 容 定 員		
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
社会学部			
国際社会学科	315 名	250 名	230 名
ビジネス コミュニケーション学科	335 名	260 名	230 名
文化財修復国際協力学科	230 名	220 名	210 名
社会福祉学部			
精神保健福祉学科	310 名	300 名	290 名
福祉ボランティア学科	310 名	300 名	290 名

附 則 この改正学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 42 条、第 43 条、第 50 条については従前の規定による。

また、平成 17 年度国際社会学科、ビジネス コミュニケーション学科、文化財修復国際協力学科及びスポーツ社会学科に入学した学生は、第 9 条第 3 項の別表Ⅰ－(3) 並びに第 15 条の別表Ⅰ－(7) については改正学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 15 条、第 16 条、第 43 条、第 44 条、第 51 条については従前の規定による。

また、この改正前に入学した社会学部文化財修復国際協力学科の学生において、博物館学芸員の資格を得ようとする者は、なお、従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条、第 8 条、第 12 条、第 15 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条については従前の規定による。

また、平成 17・18・19 年度に社会学部に入学した学生は、第 8 条、第 17 条の別表Ⅰ－(6) については改正学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 2 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 40 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条については従前の規定による。

また、平成 19・20 年度文化財学部文化財修復国際協力学科に入学した学生は、第 14 条の別表Ⅳ－（1）については改正学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この改正学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条、第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 44 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 2 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条、第 55 条、第 71 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 44 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 2 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 44 条、第 45 条、第 71 条については従前の規定による。

なお、第 2 条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	収 容 定 員		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
社会科学部 経営社会学科	60 名	120 名	190 名
保健医療福祉学部 看護学科	200 名	220 名	240 名
地域創成農学部 地域創成農学科	60 名	120 名	190 名
社会学部 国際社会学科	170 名	120 名	60 名
国際環境経営学部 環境経営学科	210 名	140 名	70 名

附 則 この改正学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 2 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 44 条、第 45 条、第 71 条については従前の規定による。

なお、第 2 条の規定にかかわらず、平成 26 年度から平成 28 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	収 容 定 員		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
外国語学部 外国学科	80 名	160 名	240 名
アニメーション文化学部 アニメーション文化学科	40 名	80 名	120 名
社会科学部 ビジネス コミュニケーション学科	200 名	140 名	70 名
文化財学部 文化財修復国際協力学科	160 名	120 名	60 名
文化財学部 アニメーション文化学科	120 名	80 名	40 名

附 則 この改正学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 14 条、第 64 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 2 条の規定にかかわらず、社会科学部スポーツ社会学科の平成 28 年度及び保健医療福祉学部社会福祉学科の平成 28 年度から平成 30 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	収容定員
	平成 28 年度
社会科学部 スポーツ社会学科	410 名

学 部 ・ 学 科 等	収 容 定 員		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保健医療福祉学部 社会福祉学科	210 名	180 名	170 名

附 則 この改正学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条の 2、第 18 条の 3、第 44 条、第 45 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 2 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 44 条、第 45 条については従前の規定による。

なお、第 2 条の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 32 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	収 容 定 員		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
農学部 地域創成農学科	250 名	240 名	230 名
農学部 醸造学科	40 名	80 名	120 名
外国語学部 外国学科	290 名	260 名	230 名

また、この改正前に地域創成農学部地域創成農学科に在籍している学生については、学部名称は改正学則を適用するものとする。

附 則 この改正学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 2 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条、第 64 条については従前の規定による。

なお、第 2 条の規定にかかわらず、平成 31 年度から平成 33 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	収 容 定 員		
	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
社会科学部 経営社会学科	252 名	244 名	244 名
社会科学部 スポーツ社会学科	380 名	360 名	340 名
保健医療福祉学部 社会福祉学科	120 名	80 名	40 名
心理学部 心理学科	190 名	180 名	170 名
農学部 地域創成農学科	212 名	204 名	204 名

附 則 この改正学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条の 3、第 8 条、第 10 条、第 14 条の 2、第 44 条の 2 については従前の規定による。

附 則 この改正学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 2 条、第 2 条の 2、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条については従前の規定による。

なお、第 2 条の規定にかかわらず、令和 3 年度から令和 5 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	収 容 定 員		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
社会科学部 経営社会学科	284 名	324 名	364 名
心理学部 子ども発達教育学科	120 名	80 名	40 名

附 則 この改正学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条第 2 項、第 44 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この改正学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 2 条、第 8 条、第 13 条、第 44 条、第 45 条、第 52 条については従前の規定による。

なお、第2条の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	収 容 定 員		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
農学部			
醸造学科	120名	80名	40名
海洋水産生物学科	40名	80名	120名

附 則 この改正学則は令和6年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第2条、第8条、第9条、第10条、第10条第2項、第10条第3項、第12条、第13条第1項、第13条第2項、第14条、第14条の2、第44条、第45条、第52条については従前の規定による。

なお、令和6、7年度に入学した看護学科3年次編入学生については、学部名称は改正前の学則を適用するものとする。

附 則 この改正学則は令和7年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第9条第1項、第44条第1項第3号については従前の規定による。

また、この改正前にアニメーション文化学部アニメーション文化学科に在籍している学生については、学部学科名称は改正学則を適用するものとする。

附 則 この改正学則は令和8年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第2条、第8条、第9条、第13条、第17条、第25条、第44条、第45条、第52条については従前の規定による。

また、この改正前に農学部地域創成農学科に在籍している学生については、学科名称は改正学則を適用するものとする。

＜社会科学部＞

別表Ⅰ－（１） 経営社会学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		単位数		授業科目 区分、分野		単位数	
		必修	選択			必修	選択
人間力 育成科目	きびこく学	1		言語教育科目	日本語 （留学生専用科目）	日本語ⅠA（文法）	2
	SDGs概論	1				日本語ⅠA（読解）	2
	グローバルスタディーズ入門	2				日本語ⅠA（聴解）	2
	課題解決演習	2				日本語ⅠB（文法）	2
キャリア教育科目	キャリアデザインⅠ	2				日本語ⅠB（読解）	2
	キャリアデザインⅡ	1				日本語ⅠB（聴解）	2
	キャリア実践Ⅰ	1				日本語ⅡA（文法）	2
	キャリア実践Ⅱ		1			日本語ⅡA（読解）	2
数理・情報活用科目	情報活用	2				日本語ⅡA（聴解）	2
	数理・データサイエンス・AI基礎		2			日本語ⅡB（文法）	2
	数理・データサイエンス・AI応用		2			日本語ⅡB（読解）	2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2	基礎教育科目	社会の理解	日本語ⅡB（聴解）	2
		英語基礎Ⅱ	2			日本国憲法	2
		アクティブ英語Ⅰ	2			経済学	2
		アクティブ英語Ⅱ			人間形成	社会学	2
		レベルアップ英語Ⅰ	2			哲学	2
		レベルアップ英語Ⅱ	2			心理学	2
		中国語と中国文化Ⅰ	2			多様性の理解	2
		中国語と中国文化Ⅱ	2			文章力の基礎	2
		フランス語とフランス文化Ⅰ	2			美術の見方	2
		フランス語とフランス文化Ⅱ	2			生涯スポーツ論	2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ	2			生涯スポーツ実習	1
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ	2		自然科学	数的理解	2
						化学	2
						生物学	2
						環境科学	2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で30単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		30単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でN1取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

(専門教育科目)

2. 専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目			授 業 科 目		単位数		授業科目			授 業 科 目		単位数	
区分、分野					必修	選択	区分、分野					必修	選択
専門 教育 科目	総合 科目 群	経営学			2	国際 科目 群	多 文 化 理 解	異文化理解（ハングルⅠ）			2		
		経営と社会			2			異文化理解（ハングルⅡ）			2		
		地域創造入門			2			異文化理解（英会話Ⅰ）			2		
		現代社会論			2			異文化理解（英会話Ⅱ）			2		
		起業ラボ			4			日本文化と社会			2		
		社会調査実習			4			市民社会とボランティア			2		
	経営 科目 群	マネ ジ メ ン ト	組織論				2	留 学 外	グローバルスタディーズ基礎			2	
			人的資源管理論				2		グローバルスタディーズ実践演習			2	
			リーダーシップ論				2						
			生産管理論			2	社会 人 ス キ ル 科 目 群	リ テ ラ シー	ビジネス日本語（基礎）			2	
			経営リテラシー入門			2			ビジネス日本語（応用）			2	
			地域経営論			2			法学入門			2	
						メディア・リテラシー				2			
		ストラ テ ジ ー	簿記			2		ス キ ル	コミュニケーション・スキル基礎			2	
			マーケティング			2	プログラミング入門			2			
			ビジネスとメディア			2	ファシリテーション			2			
			観光ビジネス			2	コミュニケーション・スキル応用			2			
			経営戦略論			2	インターンシップ			2			
			国際経営論			2							
			産業集積論			2							
	社会 シ ス テ ム 科 目 群		理 論	社会心理学			2	演 習 ・ 卒 業 研 究	基礎演習Ⅰ		2		
		社会ネットワーク論			2	基礎演習Ⅱ			2				
		社会学理論			2	基礎演習Ⅲ			2				
		時事問題			2	基礎演習Ⅳ			2				
						演習Ⅰ			2				
		方 法	社会調査入門			2	演習Ⅱ		2				
			調査研究法			2	演習Ⅲ		2				
			統計リテラシー			2	演習Ⅳ		2				
			質的調査法			2	卒業研究		4				
			社会統計学			2							
			量的データ分析法			2							
			社会 生 活	地域社会学			2						
		情報と社会			2								
		職業と社会			2								
教育と社会				2									

＜社会科学部＞

別表Ⅰ－（２） スポーツ社会学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		単位数		授業科目 区分、分野		単位数	
		必修	選択			必修	選択
人間力 育成科目	きびこく学	1		言語教育科目	日本語 （留学生専用科目）	日本語ⅠＡ（文法）	2
	SDGs概論	1				日本語ⅠＡ（読解）	2
	グローバルスタディーズ入門	2				日本語ⅠＡ（聴解）	2
	課題解決演習	2				日本語ⅠＢ（文法）	2
キャリア 教育科目	キャリアデザインⅠ	2				日本語ⅠＢ（読解）	2
	キャリアデザインⅡ	1				日本語ⅠＢ（聴解）	2
	キャリア実践Ⅰ	1				日本語ⅡＡ（文法）	2
	キャリア実践Ⅱ		1			日本語ⅡＡ（読解）	2
数理・情報 活用科目	情報活用	2				日本語ⅡＡ（聴解）	2
	数理・データサイエンス・AI基礎		2			日本語ⅡＢ（文法）	2
	数理・データサイエンス・AI応用		2			日本語ⅡＢ（読解）	2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2			日本語ⅡＢ（聴解）	2
		英語基礎Ⅱ	2	基礎教育科目	社会の 理解	日本国憲法	2
		アクティブ英語Ⅰ	2			経済学	2
		アクティブ英語Ⅱ				社会学	2
		レベルアップ英語Ⅰ	2		人間 形成	哲学	2
		レベルアップ英語Ⅱ	2			心理学	2
		中国語と中国文化Ⅰ	2			多様性の理解	2
		中国語と中国文化Ⅱ	2			文章力の基礎	2
		フランス語とフランス文化Ⅰ	2			美術の見方	2
		フランス語とフランス文化Ⅱ	2			生涯スポーツ論	2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ	2			生涯スポーツ実習	1
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ	2		自然 科学	数的理解	2
						化学	2
						生物学	2
						環境科学	2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で30単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		30単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でN1取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

(専門教育科目)

2. 専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目		授 業 科 目		単位数		授業科目		授 業 科 目		単位数	
区分、分野				必修	選択	区分、分野				必修	選択
専門教育科目	学科基礎科目	基礎スポーツ論	1		総合科目	グローバルスポーツの基礎		2			
		基礎スポーツ演習	1			グローバルスポーツ実践演習		2			
		スポーツ社会学	2			スポーツ栄養学		2			
		健康社会学	2			身体運動学		2			
	スポーツ実技科目	スポーツ実習Ⅰ（体操）		1		健康スポーツ心理学		2			
		スポーツ実習Ⅱ（器械運動）		1		発育発達		2			
		スポーツ実習Ⅲ（屋外球技）		1		女性とスポーツ		2			
		スポーツ実習Ⅳ（陸上競技）		1		レクリエーション		2			
		スポーツ実習Ⅴ（屋内球技）		1		アダプテッド・スポーツ		2			
		スポーツ実習Ⅵ（格技）		1		トレーニング論		2			
		スポーツ実習Ⅶ（ダンス）		1		トレーニング実習		1			
		スポーツ実習Ⅷ（水泳・水中運動）		1		応用スポーツ論		2			
		スポーツ実習Ⅸ（エアロビックダンス）		1		応用スポーツ実習		1			
	スポーツ医科学科目	スポーツ医学		2		フィジカルフィットネス		2			
		解剖生理学		2		フィジカルフィットネス演習		2			
		救急処置		2	教職関連科目	保健体育科教育法Ⅰ		2			
		内科学一般		2		保健体育科教育法Ⅱ		2			
		公衆衛生		2		保健体育科教育法Ⅲ		2			
		学校保健		2		保健体育科教育法Ⅳ		2			
	リハビリテーション概論		2	運動学			2				
	スポーツマネジメント科目	スポーツマネジメント論		2		運動方法学		2			
		スポーツクラブマネジメント論		2		スポーツ哲学		2			
		スポーツビジネス論		2		スポーツ史		2			
		スポーツ政策論		2		教育原論		2			
		スポーツコミュニケーション論		2		教職論		2			
		スポーツリーダーシップ論		2		教育行政学		2			
		スポーツツーリズム		2		教育心理学		2			
		スポーツイベントマネジメント演習		2		特別支援教育		1			
		スポーツマネジメント実習		1		教育課程論		1			
	スポーツコーチング科目	基礎コーチング論		2		道德教育の理論と方法		2			
		応用コーチング論		2	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2				
		ゲームプランニング論		2	教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）		2				
		スポーツコーチング論		2	生徒・進路指導論		2				
		スポーツコーチング演習		2	教育相談の基礎		2				
		スポーツレギュレーション		2	教育実習指導		1				
		サッカーコーチライセンス		2	教育実習		4				
		サッカーコーチング実習		1	教職実践演習（中・高）		2				
		スポーツコーチング実習		1	介護等体験の研究		1				
	健康スポーツ科目	体力学		2	演習・卒業研究	基礎演習Ⅰ	2				
		体力学演習		2		基礎演習Ⅱ	2				
		運動生理学		2		演習Ⅰ	2				
		運動生理学演習		2		演習Ⅱ	2				
		運動処方		2		演習Ⅲ	2				
		運動処方演習		2		演習Ⅳ	2				
		老年体力学		2		演習Ⅴ	2				
		運動療法		2		演習Ⅵ	2				
		健康運動現場実習		2		卒業研究	4				

<看護学部>

別表Ⅱ－（１） 看護学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		単位数		授業科目 区分、分野		単位数	
		必修	選択			必修	選択
人間力 育成科目	きびこく学	1		基礎 教育 科目	社会 の 理 解	日本国憲法	2
	SDGs概論	1				経済学	2
	グローバルスタディーズ入門	2				社会学	2
	課題解決演習	2			人間 形 成	哲学	2
キャリア 教育科目	キャリアデザインⅠ	2				心理学	2
	キャリアデザインⅡ	1				多様性の理解	2
	キャリア実践Ⅰ	1				文章力の基礎	2
	キャリア実践Ⅱ		1			美術の見方	2
数理・情報 活用科目	情報活用	2				生涯スポーツ論	2
	数理・データサイエンス・AI基礎		2			生涯スポーツ実習	1
	数理・データサイエンス・AI応用		2		自然 科 学	数的理解	2
言語 教 育 科 目	外国 語	英語基礎Ⅰ	2			化学	2
		英語基礎Ⅱ	2			生物学	2
		アクティブ英語Ⅰ	2			環境科学	2
		アクティブ英語Ⅱ					
		レベルアップ英語Ⅰ					
		レベルアップ英語Ⅱ					
		中国語と中国文化Ⅰ					
		中国語と中国文化Ⅱ					
		フランス語とフランス文化Ⅰ					
		フランス語とフランス文化Ⅱ					
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ					
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ					

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上
２．キャリア教育科目	4	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．基礎教育科目	6	6単位以上
６．その他		—
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で24単位以上修得しなければならない。		

(専門教育科目)

2. 専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		授 業 科 目	単位数		授業科目 区分、分野	授 業 科 目	単位数	
			必修	選択			必修	選択
専門基礎分野	人体 と機能 の構造	解剖学Ⅰ	1		専門分野	看護管理論	1	
		解剖学Ⅱ	1			家族看護学	1	
		生理学Ⅰ	1			災害看護学		1
		生理学Ⅱ	1			医療安全		1
		生化学	2			救急看護学		1
		栄養学	2			国際看護学	1	
	疾病 の成り立ちと 回復の促進	臨床薬理学	2			看護生涯教育		1
		臨床微生物学	1			生命倫理	1	
		病理学	2			基礎ゼミナールⅢ(看護専門職の理解)	1	
		病態生理Ⅰ	2			基礎ゼミナールⅣ(看護研究の基礎)	1	
		病態生理Ⅱ	2			看護研究Ⅰ	1	
		病態生理Ⅲ	2			看護研究Ⅱ	1	
		病態生理Ⅳ	1		臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	
	社会 健康支援と 保障制度	公衆衛生学Ⅰ(基礎)	1			基礎看護学実習Ⅱ	2	
		公衆衛生学Ⅱ(応用)		1		地域・在宅看護学	2	
		疫学	2			在宅看護学実習	2	
		健康支援と社会保障制度	2			地域包括ケア実習Ⅰ	1	
		保健統計学	2			地域包括ケア実習Ⅱ	1	
						成人・老年看護学実習Ⅰ(周手術期)	3	
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1			成人・老年看護学実習Ⅱ(慢性期)	3	
		看護倫理	1			成人・老年看護学実習Ⅲ(施設)	2	
		看護理論	1			小児看護学	2	
		看護過程論	1			小児看護学実習	2	
		基礎ゼミナールⅠ(スタディスキル)	1			母性看護学	2	
		基礎ゼミナールⅡ(コミュニケーションスキル)	1			母性看護学実習	2	
		看護技術概論	1			精神看護学	2	
		生活援助技術Ⅰ(環境・活動・休息の援助)	1			精神看護学実習	2	
		生活援助技術Ⅱ(清潔・衣生活の援助)	1			看護の統合と実践	1	
		生活援助技術Ⅲ(食事・排泄の援助)	1			統合看護実習Ⅰ(看護管理)	1	
		ヘルスアセスメント	1			統合看護実習Ⅱ(地域連携)	1	
		治療処置援助技術	1		保健師科目	公衆衛生看護学概論		1
		看護過程演習	1			公衆衛生看護学Ⅰ(方法論)		2
	地域・在宅 看護学	地域看護学概論	1			公衆衛生看護学Ⅱ(対象別看護活動)		2
		地域看護学演習	2			産業衛生学		2
		在宅看護学概論	1			公衆衛生看護管理論		2
		在宅看護学Ⅰ(在宅での療養生活)	1			健康危機管理論		1
		在宅看護学Ⅱ(在宅療養を支える看護)	1			保健医療福祉行政論(政策演習)		2
	成人看護学	成人看護学概論	1			公衆衛生看護学実習Ⅰ		4
		成人看護学Ⅰ(慢性期看護)	1			公衆衛生看護学実習Ⅱ		1
		成人看護学Ⅱ(急性期看護)	1		教職関連科目	看護教育法Ⅰ		2
		成人看護学Ⅲ(がん看護)	1			看護教育法Ⅱ		2
		成人看護学Ⅳ(周手術期看護)	1			教育原論		2
		成人看護学Ⅴ(看護過程及び治療に伴う看護技術)	1			教職論		2
	学看老 看護年	老年看護学概論	2			教育行政学		2
		老年看護学(援助論)	2			教育心理学		2
	看小 護児学	小児看護学概論	1			特別支援教育		1
		小児看護学Ⅰ(発達生理の理解)	1			教育課程論		1
		小児看護学Ⅱ(疾病の理解)	1			道德教育の理論と方法		2
		小児看護学Ⅲ(援助論)	1			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2
	看母 護性学	母性看護学概論	1			教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)		2
		母性看護学Ⅰ(母児関係論)	1			生徒・進路指導論		2
		母性看護学Ⅱ(援助論)	2			教育相談の基礎		2
	看精 護神学	精神看護学概論	2			教育実習指導		1
		精神看護学Ⅰ(疾病の理解)	1			教育実習		2
		精神看護学Ⅱ(援助論)	1			教職実践演習(高校)		2
						学校保健学		2
						養護学概論		2
						健康相談活動論		2
						養護実習指導		1
						養護実習		4
						教職実践演習(養護教諭)		2

〈農学部〉

別表Ⅲ－（１） 農業資源生物学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		授 業 科 目		単位数		授業科目 区分、分野		授 業 科 目		単位数	
				必修	選択					必修	選択
人間力 育成科目		きびこく学		1		言語教育科目	日本語（留学生専用科目）	日本語ⅠＡ（文法）		2	
		SDGs概論		1				日本語ⅠＡ（読解）		2	
		グローバルスタディーズ入門		2				日本語ⅠＡ（聴解）		2	
		課題解決演習		2				日本語ⅠＢ（文法）		2	
キャリア教育科目		キャリアデザインⅠ		2				日本語ⅠＢ（読解）		2	
		キャリアデザインⅡ		1				日本語ⅠＢ（聴解）		2	
		キャリア実践Ⅰ		1				日本語ⅡＡ（文法）			2
		キャリア実践Ⅱ			1			日本語ⅡＡ（読解）			2
数理・情報活用科目		情報活用		2				日本語ⅡＡ（聴解）			2
		数理・データサイエンス・AI基礎			2			日本語ⅡＢ（文法）			2
		数理・データサイエンス・AI応用			2			日本語ⅡＢ（読解）			2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ		2		基礎教育科目	社会の理解	日本語ⅡＢ（聴解）			2
		英語基礎Ⅱ		2				日本国憲法			2
		アクティブ英語Ⅰ		2				経済学			2
		アクティブ英語Ⅱ			2		人間形成	社会学			2
		レベルアップ英語Ⅰ			2			哲学			2
		レベルアップ英語Ⅱ			2			心理学			2
		中国語と中国文化Ⅰ			2			多様性の理解			2
		中国語と中国文化Ⅱ			2			文章力の基礎			2
		フランス語とフランス文化Ⅰ			2			生涯スポーツ論			2
		フランス語とフランス文化Ⅱ			2			生涯スポーツ実習			1
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ			2		自然科学	数的理解			2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ			2			化学			2
								生物学			2
								環境科学			2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で24単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		24単位以上 ※留学生は32単位以上

※平成27年度より入学する留学生で、N 1 取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

(専門教育科目)

2. 専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目		授 業 科 目	単位数		授業科目	授 業 科 目	単位数	
区分、分野			必修	選択			必修	選択
専門教育科目	専門基礎科目	南あわじ農業学	2		食品・醸造系科目	味と食感の科学		2
		農業資源生物学概論	2			食品化学		2
		基礎演習Ⅰ	1			水産物加工学		2
		基礎演習Ⅱ	1			水産食品学		2
		基礎演習Ⅲ	1			食品遺伝子工学		2
		基礎演習Ⅳ	1			食品保蔵学		2
		遺伝学		2		醸造管理学		2
		分子生物学		2		酒類生産学		2
		ゲノム情報学		2		醸造学実習		1
		生物の進化と多様性		2				
		生物化学		2				
		有機化学		2				
		食の安全学		2				
		生物学実験	1					
		化学実験	1					
		微生物学		2				
		農業生産系科目	植物育種学Ⅰ	2			農業経済系科目	農業経済学
	植物育種学Ⅱ			2	流通論			2
	栽培学Ⅰ			1	農業経営学			2
	栽培学Ⅱ			1	農業経営情報論			2
	野菜園芸学			2	農業計算学			2
	花卉園芸学			2	食農マーケティング論			2
	果樹園芸・熱帯植物学			2	フードシステム論			2
	植物保護学Ⅰ		2		地域産業複合体論			2
	植物保護学Ⅱ			2	地域創成系科目	地域調査法		2
	植物保護学Ⅲ			2		地域人口学		2
	植物細胞生理学			2		地域保健学		2
	土壌肥料学			2		地域社会学		2
	応用動物学Ⅰ			2		農業開発社会学		2
	応用動物学Ⅱ			2		農業・食品業の地域ブランド戦略		2
	雑草学			1		食と農のデザイン論		2
	生物統計学			2		山・里・海の連携学		2
	フィールド実習Ⅰ		1			森林生態管理学		2
	フィールド実習Ⅱ		1			ランドスケープデザイン学		2
	フィールド実習Ⅲ			1		ソーシャルファーム論		2
	フィールド実習Ⅳ			1		学芸員科目	生涯学習概論	
					博物館概論			2
					博物館経営論			2
					博物館資料論			2
				博物館資料保存論			2	
				博物館展示論			2	
				博物館教育論			2	
	食品・醸造系科目	栄養化学	2		専門応用科目	博物館情報・メディア論		2
		食品機能分析化学		2		博物館実習		3
		食品加工化学		2		インターンシップ		2
		食品管理化学		2		日本の食文化		2
食品衛生学			2	日本の食文化実習			1	
醗酵微生物学			2	農業資源生物学演習Ⅰ		2		
農産物加工学			2	農業資源生物学演習Ⅱ		2		
食肉加工学			2	農業資源生物学演習Ⅲ		2		
乳製品加工学			2	農業資源生物学演習Ⅳ		2		
				課題研究			10	

別表Ⅲ－（２） 海洋水産生物学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		単位数		授業科目 区分、分野		単位数	
		必修	選択			必修	選択
人間力 育成科目	きびこく学	1		言語教育科目	日本語（留学生専用科目）	日本語ⅠＡ（文法）	2
	SDGs概論	1				日本語ⅠＡ（読解）	2
	グローバルスタディーズ入門	2				日本語ⅠＡ（聴解）	2
	課題解決演習	2				日本語ⅠＢ（文法）	2
キャリア 教育科目	キャリアデザインⅠ	2				日本語ⅠＢ（読解）	2
	キャリアデザインⅡ	1				日本語ⅠＢ（聴解）	2
	キャリア実践Ⅰ	1				日本語ⅡＡ（文法）	2
	キャリア実践Ⅱ		1			日本語ⅡＡ（読解）	2
数理・情報 活用科目	情報活用	2				日本語ⅡＡ（聴解）	2
	数理・データサイエンス・AI基礎		2			日本語ⅡＢ（文法）	2
	数理・データサイエンス・AI応用		2			日本語ⅡＢ（読解）	2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2			日本語ⅡＢ（聴解）	2
		英語基礎Ⅱ	2	基礎教育科目	社会の 理解	日本国憲法	2
		アクティブ英語Ⅰ	2			経済学	2
		アクティブ英語Ⅱ	2			社会学	2
		レベルアップ英語Ⅰ	2		人間形成	哲学	2
		レベルアップ英語Ⅱ	2			心理学	2
		中国語と中国文化Ⅰ	2			多様性の理解	2
		中国語と中国文化Ⅱ	2			文章力の基礎	2
		フランス語とフランス文化Ⅰ	2			生涯スポーツ論	2
		フランス語とフランス文化Ⅱ	2			生涯スポーツ実習	1
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ	2		自然科学	数的理解	2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ	2			化学	2
						生物学	2
						環境科学	2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		—
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で24単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		24単位以上 ※留学生は32単位以上

※平成27年度より入学する留学生で、N1取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

(専門教育科目)

2. 専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		授 業 科 目	単位数		授業科目 区分、分野		授 業 科 目	単位数	
			必修	選択				必修	選択
専門 教育 科目	専門 基 礎 科 目	南あわじ農業学	2		学 芸 員 科 目	生涯学習概論		2	
		海洋水産生物学概論	2			博物館概論		2	
		基礎演習Ⅰ	1			博物館経営論		2	
		基礎演習Ⅱ	1			博物館資料論		2	
		基礎演習Ⅲ	1			博物館資料保存論		2	
		基礎演習Ⅳ	1			博物館展示論		2	
		遺伝学		2		博物館教育論		2	
		分子生物学		2		博物館情報・メディア論		2	
		ゲノム情報学		2		博物館実習		3	
		植物生理学		2					
		生物の進化と多様性		2					
		海洋水産生物ビジネスの技術と倫理	2						
		海洋水産生物ビジネスの経済と流通		2					
		生物化学		2					
		有機化学		2					
		食の安全学		2					
		生物学実験	1						
		化学実験		1					
	水 圏 生 物 系 科 目	水生生物学Ⅰ	2		食 品 化 学 系 科 目	水産食品学	2		
		水生生物学Ⅱ	2			食品化学		2	
		水生生物学Ⅲ	2			栄養化学		2	
		水圏の環境と保全		2		食品機能分析化学		2	
		アクアリウムサイエンスⅠ		2		食品加工化学		2	
		アクアリウムサイエンスⅡ		2		食品管理化学		2	
		フィッシングサイエンスⅠ		2		食品衛生学		2	
		フィッシングサイエンスⅡ		2		微生物学		2	
		水産増養殖Ⅰ		2		醗酵微生物学		2	
		水産増養殖Ⅱ		2		水産物加工学		2	
		水産増養殖Ⅲ		2		農産物加工学		2	
		海川の生物とレジャー		2		食肉加工学		2	
生物統計学		2	乳製品加工学		2				
水圏生物学実習	1		味と食感の科学		2				
水圏フィールド実習	1		水産食品学実習	1					
					専 門 教 育 科 目	地 域 創 成 系 科 目	地域調査法		2
							地域人口学		2
							地域保健学		2
							地域社会学		2
							農業開発社会学		2
							農業・食品業の地域ブランド戦略		2
							食と農のデザイン論		2
							山・里・海の連携学		2
							森林生態管理学		2
							ランドスケープデザイン学		2
							ソーシャルファーム論		2
							地域マネジメント論		2
						専 門 応 用 科 目	インターンシップ		2
							海洋水産生物学演習Ⅰ	2	
							海洋水産生物学演習Ⅱ	2	
							海洋水産生物学演習Ⅲ	2	
							海洋水産生物学演習Ⅳ	2	
							課題研究		10

別表Ⅲー（３） アクアグリーンフィールド学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		単位数		授業科目 区分、分野		単位数	
		必修	選択			必修	選択
人間力 育成科目	きびこく学	1		言語教育科目	日本語（留学生専用科目）	日本語Ⅰ A（文法）	2
	SDGs概論	1				日本語Ⅰ A（読解）	2
	グローバルスタディーズ入門	2				日本語Ⅰ A（聴解）	2
	課題解決演習	2				日本語Ⅰ B（文法）	2
キャリア 教育科目	キャリアデザインⅠ	2				日本語Ⅰ B（読解）	2
	キャリアデザインⅡ	1				日本語Ⅰ B（聴解）	2
	キャリア実践Ⅰ	1				日本語Ⅱ A（文法）	2
	キャリア実践Ⅱ		1			日本語Ⅱ A（読解）	2
数理・情報 活用科目	情報活用	2				日本語Ⅱ A（聴解）	2
	数理・データサイエンス・AI基礎		2			日本語Ⅱ B（文法）	2
	数理・データサイエンス・AI応用		2			日本語Ⅱ B（読解）	2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2			日本語Ⅱ B（聴解）	2
		英語基礎Ⅱ	2	基礎教育科目	社会の 理解	日本国憲法	2
		アクティブ英語Ⅰ	2			経済学	2
		アクティブ英語Ⅱ				社会学	2
		レベルアップ英語Ⅰ	2		人間形成	哲学	2
		レベルアップ英語Ⅱ	2			心理学	2
		中国語と中国文化Ⅰ	2			多様性の理解	2
		中国語と中国文化Ⅱ	2			文章力の基礎	2
		フランス語とフランス文化Ⅰ	2			生涯スポーツ論	2
		フランス語とフランス文化Ⅱ	2			生涯スポーツ実習	1
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ	2		自然科学	数的理解	2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ	2			化学	2
						生物学	2
						環境科学	2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		—
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で24単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		24単位以上 ※留学生は32単位以上

※平成27年度より入学する留学生で、N 1 取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

(専門教育科目)

2. 専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		単位数		授業科目 区分、分野		単位数	
		必修	選択			必修	選択
専門教育科目	専門基礎科目	南あわじ農業学	2	専門教育科目	学芸員科目	生涯学習概論	2
		アクアグリーンフィールド学概論	2			博物館概論	2
		基礎演習Ⅰ	1			博物館経営論	2
		基礎演習Ⅱ	1			博物館資料論	2
		基礎演習Ⅲ	1			博物館資料保存論	2
		基礎演習Ⅳ	1			博物館展示論	2
		遺伝学	2			博物館教育論	2
		分子生物学	2			博物館情報・メディア論	2
		ゲノム情報学	2			博物館実習	3
		植物生理学	2		食品化学系科目	水産食品学	2
		生物の進化と多様性	2			食品化学	2
		海洋水産生物ビジネスの技術と倫理	2			栄養化学	2
		海洋水産生物ビジネスの経済と流通	2			食品機能分析化学	2
		生物化学	2			食品加工化学	2
		有機化学	2			食品管理化学	2
		食の安全学	2			食品衛生学	2
		生物学実験	1			微生物学	2
		化学実験	1			醗酵微生物学	2
	フィールド生物系科目	アクアグリーンフィールド学Ⅰ	2			水産物加工学	2
		アクアグリーンフィールド学Ⅱ	2			農産物加工学	2
		アクアグリーンフィールド学Ⅲ	2			食肉加工学	2
		山・里・海の連携学	2			乳製品加工学	2
		森林生態管理学	2			味と食感の科学	2
		昆虫科学Ⅰ	2			自然食品学実習	1
		昆虫科学Ⅱ	2		地域創成系科目	地域調査法	2
		水辺バイオトープ	2			地域社会学	2
		水生生物学Ⅰ	2			農業・食品業の地域ブランド戦略	2
		水生生物学Ⅱ	2			食と農のデザイン論	2
		水生生物学Ⅲ	2			ランドスケープデザイン学	2
		水圏の環境と保全	2			ソーシャルファーム論	2
		アクアリウムサイエンスⅠ	2			地域マネジメント論	2
		アクアリウムサイエンスⅡ	2		専門応用科目	インターンシップ	2
		フィッシングサイエンスⅠ	2			アクアグリーンフィールド学演習Ⅰ	2
		フィッシングサイエンスⅡ	2			アクアグリーンフィールド学演習Ⅱ	2
		海川の生物とレジャー	2			アクアグリーンフィールド学演習Ⅲ	2
		生物統計学	2			アクアグリーンフィールド学演習Ⅳ	2
		アクアフィールド実習	1			課題研究	10
		グリーンフィールド実習	1				

〈外国語学部〉

別表Ⅳ－（１） 外国学科
（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		単位数		授業科目 区分、分野		単位数	
		必修	選択			必修	選択
人間力 育成科目	きびこく学	1		基礎 教育 科目	社会 の 理 解	日本国憲法	2
	SDGs概論	1				経済学	2
	グローバルスタディーズ入門	2				社会学	2
	課題解決演習	2			人間 形成	哲学	2
キャリア 教育科目	キャリアデザインⅠ	2				心理学	2
	キャリアデザインⅡ	1				文章力の基礎	2
	キャリア実践Ⅰ	1				生涯スポーツ論	2
	キャリア実践Ⅱ		1			生涯スポーツ実習	1
数理・情報 活用科目	情報活用	2			自然 科学	数的理解	2
	数理・データサイエンス・AI基礎		2			化学	2
	数理・データサイエンス・AI応用		2			生物学	2
言語 教育 科目	外国 語	中国語Ⅰ	2			環境科学	2
		中国語Ⅱ	2				
		フランス語Ⅰ	2				
		フランス語Ⅱ	2				
		ドイツ語Ⅰ	2				
		ドイツ語Ⅱ	2				
	日本 語 （留 学 生 専 用 科 目）	日本語ⅠＡ（文法）	2				
		日本語ⅠＡ（読解）	2				
		日本語ⅠＡ（聴解）	2				
		日本語ⅠＢ（文法）	2				
		日本語ⅠＢ（読解）	2				
		日本語ⅠＢ（聴解）	2				
		日本語ⅡＡ（文法）	2				
		日本語ⅡＡ（読解）	2				
		日本語ⅡＡ（聴解）	2				
		日本語ⅡＢ（文法）	2				
		日本語ⅡＢ（読解）	2				
		日本語ⅡＢ（聴解）	2				

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	16単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	4	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		－
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で22単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		22単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でN1取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

(専門教育科目)

2. 専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目			授 業 科 目		単位数		授業科目			授 業 科 目		単位数	
区分、分野					必修	選択	区分、分野					必修	選択
専門教育科目	専門教育科目群	ジャパニスタディ	生き方		2		国際教養科目群	グローバルビジネス	日本の文化経済			2	
			日本のことば			2			人と地域の社会学			2	
			日本の芸術			2			地域観光資源			2	
			日本の歴史			2			企業戦略マーケティング概論			2	
			日本の経済			2			国際ビジネス論			2	
			クールジャパン論			2			ビジネスの基礎知識			2	
			日本論－ジャパノロジー			2			貿易実務			2	
			日本文化論			2			IT応用論			2	
		英語学	英語学Ⅰ			2		問題解決とシステム技法			2		
			英語学Ⅱ			2		専門日本語（科学）			2		
			英語学Ⅲ			2		専門日本語（産業）			2		
			英語学Ⅳ			2		専門日本語（IT）			2		
			英語文学Ⅰ			2		色彩の科学			2		
			英語文学Ⅱ			2		モノをはかる技術			2		
			英語音声学Ⅰ			2		ロジカルシンキング			2		
			英語音声学Ⅱ			2		人間行動研究			2		
		英語コミュニケーション	英語リーディングⅠ			2		インターンシップⅠ			2		
			英語リーディングⅡ			2		インターンシップⅡ			1		
			エクステンシブ・リーディング			2		インターンシップⅢ			2		
			メディア英語			2		インターンシップⅣ			1		
			英語ライティングⅠ			2		スタディー・アブロード事前指導			2		
			英語ライティングⅡ			2		スタディー・アブロードⅠ	4				
			プラクティカル・ライティング			2		スタディー・アブロードⅡ			6		
			アカデミック・ライティング			2		スタディー・アブロードⅢ			6		
			英語オーラルコミュニケーションⅠ	2				スタディー・アブロードⅣ			6		
			英語オーラルコミュニケーションⅡ	2			演習・卒業研究	基礎演習Ⅰ		2			
			英語オーラルコミュニケーション演習Ⅰ			2		基礎演習Ⅱ		2			
			英語オーラルコミュニケーション演習Ⅱ			2		演習Ⅰ		2			
			プレゼンテーション英語			2		演習Ⅱ		2			
			ディスカッション英語			2		演習Ⅲ		2			
		アクティブ英語Ⅰ			2	演習Ⅳ			2				
		アクティブ英語Ⅱ			2	卒業研究Ⅰ			2				
		インテグレイテッド・イングリッシュⅠ			2	卒業研究Ⅱ			2				
		インテグレイテッド・イングリッシュⅡ			2	教職関連科目	英語科教育法Ⅰ		2				
		ビジネス英語Ⅰ			2		英語科教育法Ⅱ		2				
		ビジネス英語Ⅱ			2		英語科教育法Ⅲ		2				
		TOEICストラテジーⅠ			2		英語科教育法Ⅳ		2				
		TOEICストラテジーⅡ			2		教育原論		2				
		ラーニング・スキルズ			2		教職論		2				
		リサーチ・スキルズ			2		教育行政学		2				
	国際教養科目群	グローバルスタディーズ	異文化理解				2	教育心理学		2			
			グローバル人材論				2	特別支援教育		1			
			グローバルスタディーズⅠ				2	教育課程論		1			
			グローバルスタディーズⅡ				2	道德教育の理論と方法		2			
			グローバルスタディーズⅢ				2	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2			
			グローバルスタディーズⅣ				2	教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）		2			
			グローバルスタディーズⅤ				2	生徒・進路指導論		2			
			グローバルスタディーズⅥ				2	教育相談の基礎		2			
								教育実習指導		1			
								教育実習Ⅰ		2			
					教育実習Ⅱ			2					
					教職実践演習（中・高）			2					
					介護等体験の研究			1					
	国際教養科目群	グローバルスタディーズ					日本語指導A		2				
							日本語指導B		2				
							日本語研究A		2				
							日本語研究B		2				
							日本語教材の研究		2				
							日本語教育実習		1				

* 外国人留学生はスタディー・アブロード事前指導並びにスタディー・アブロードⅠ～Ⅳの履修はできない。
* 外国人留学生はスタディー・アブロードⅠの代わりにインターンシップⅠを修得すること。

<アニメーション学部>

別表Ⅴ－(1) アニメーション学科

(教養科目)

1. 教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		単位数		授業科目 区分、分野		単位数	
		必修	選択			必修	選択
人間力 育成科目	きびこく学	1		言語 教育科目	日本語 (留学生 専用科目)	日本語ⅠA(文法)	2
	SDGs概論	1				日本語ⅠA(読解)	2
	グローバルスタディーズ入門	2				日本語ⅠA(聴解)	2
	課題解決演習	2				日本語ⅠB(文法)	2
キャリア 教育科目	キャリアデザインⅠ	2				日本語ⅠB(読解)	2
	キャリアデザインⅡ	1				日本語ⅠB(聴解)	2
	キャリア実践Ⅰ	1				日本語ⅡA(文法)	2
	キャリア実践Ⅱ		1			日本語ⅡA(読解)	2
数理・情報 活用科目	情報活用	2				日本語ⅡA(聴解)	2
	数理・データサイエンス・AI基礎		2			日本語ⅡB(文法)	2
	数理・データサイエンス・AI応用		2			日本語ⅡB(読解)	2
言語 教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2	基礎 教育科目	社会 の 理解	日本語ⅡB(聴解)	2
		英語基礎Ⅱ	2			日本国憲法	2
		アクティブ英語Ⅰ	2			経済学	2
		アクティブ英語Ⅱ			人間 形成	社会学	2
		レベルアップ英語Ⅰ				哲学	2
		レベルアップ英語Ⅱ				心理学	2
		中国語と中国文化Ⅰ				多様性の理解	2
		中国語と中国文化Ⅱ				文章力の基礎	2
		フランス語とフランス文化Ⅰ				美術の見方	2
		フランス語とフランス文化Ⅱ				生涯スポーツ論	2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ				生涯スポーツ実習	1
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ			自然 科学	数的理解	2
						化学	2
						生物学	2
						環境科学	2

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
1. 人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
2. キャリア教育科目	4(留学生は2)	
3. 数理・情報活用科目	2	
4. 外国語	6	
5. 日本語(留学生専用科目)より8科目	16	
6. 基礎教育科目	6	6単位以上
7. その他		—
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で30単位(留学生は32単位)以上修得しなければならない。		30単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でN1取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

(外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。)

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

(専門教育科目)

2. 専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		単位数		授業科目 区分、分野		単位数	
		必修	選択			必修	選択
専門教育科目	アニメーション文化科目	美術史A	2	専門教育科目	アニメーション実技科目	マンガ基礎	2
		美術史B	2			音響演習A	2
		産業と技術の歴史	2			音響演習B	2
		デジタルメディアと社会	2			音響デザインA	2
		広告原理	2			音響デザインB	2
		ジャーナリズム論	2			プログラミング基礎A	2
		メディア倫理学	2			プログラミング基礎B	2
		レビューライティング	2			CG基礎A	2
		ブランド戦略と知的財産	2			CG基礎B	2
		出版・マンガの著作権	2			3DCG演習A	2
		アニメ・ゲームの著作権	2			3DCG演習B	2
		子どものためのアニメ	2			3DCG制作A	2
		アニメーション概論	2			3DCG制作B	2
		アニメーション文化論	2			造形美術演習A	2
						造形美術演習B	2
	アニメーション実技科目	デッサン基礎A	2			造形美術制作A	2
		デッサン基礎B	2			造形美術制作B	2
		アニメーション作画演習A	2		専門応用科目	3Dゲーム・VR演習A	2
		アニメーション作画演習B	2			3Dゲーム・VR演習B	2
		アニメーション作画実践A	2			ゲーム制作A	2
		アニメーション作画実践B	2			ゲーム制作B	2
		アニメーション基礎A	2			印刷演習A	2
		アニメーション基礎B	2			印刷演習B	2
		アニメーション演習A	2			印刷デザインA	2
		アニメーション演習B	2			印刷デザインB	2
		シナリオ講読A	2			WEB演習	2
		シナリオ講読B	2			WEBデザイン	2
		シナリオ制作A	2			インターンシップ	2
		シナリオ制作B	2			基礎演習A	2
		イラスト演習A	2			基礎演習B	2
		イラスト演習B	2			応用演習A	2
		イラスト制作A	2			応用演習B	2
		イラスト制作B	2			実践演習A	2
		背景美術基礎A	2			実践演習B	2
		背景美術基礎B	2			卒業研究A	2
		背景美術演習A	2			卒業研究B	2
		背景美術演習B	2				
		背景美術制作A	2				
		背景美術制作B	2				

＜人間科学部＞

別表Ⅵー（１） 人間科学科

（教養科目）

１．教養科目の授業科目および単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		授 業 科 目	単位数		授業科目 区分、分野		授 業 科 目	単位数	
			必修	選択				必修	選択
人間力 育成科目		きびこく学	1		言語教育科目	日本語（留学生専用科目）	日本語ⅠA（文法）	2	
		SDGs概論	1				日本語ⅠA（読解）	2	
		グローバルスタディーズ入門	2				日本語ⅠA（聴解）	2	
		課題解決演習	2				日本語ⅠB（文法）	2	
キャリア 教育科目		キャリアデザインⅠ	2				日本語ⅠB（読解）	2	
		キャリアデザインⅡ	1				日本語ⅠB（聴解）	2	
		キャリア実践Ⅰ	1				日本語ⅡA（文法）		2
		キャリア実践Ⅱ		1			日本語ⅡA（読解）		2
数理・情報 活用科目		情報活用	2				日本語ⅡA（聴解）		2
		数理・データサイエンス・AI基礎		2			日本語ⅡB（文法）		2
		数理・データサイエンス・AI応用		2			日本語ⅡB（読解）		2
言語教育科目	外国語	英語基礎Ⅰ	2		基礎教育科目	社会の理解	日本語ⅡB（聴解）		2
		英語基礎Ⅱ	2				日本国憲法		2
		アクティブ英語Ⅰ	2				経済学		2
		アクティブ英語Ⅱ		2			社会学		2
		レベルアップ英語Ⅰ		2		人間形成	哲学		2
		レベルアップ英語Ⅱ		2			心理学		2
		中国語と中国文化Ⅰ		2			多様性の理解		2
		中国語と中国文化Ⅱ		2			文章力の基礎		2
		フランス語とフランス文化Ⅰ		2			美術の見方		2
		フランス語とフランス文化Ⅱ		2			生涯スポーツ論		2
		ドイツ語とドイツ文化Ⅰ		2			生涯スポーツ実習		1
		ドイツ語とドイツ文化Ⅱ		2			自然科学	数的理解	
			化学		2				
			生物学		2				
			環境科学		2				

（心理学専攻）

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上 ※留学生は26単位以上
２．キャリア教育科目	4（留学生は2）	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．日本語（留学生専用科目）より8科目	16	
６．基礎教育科目	6	6単位以上
７．その他		—
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で24単位（留学生は32単位）以上修得しなければならない。		24単位以上 ※留学生は32単位以上

※留学生でN1取得者は、日本人学生と同様に母国語を除く外国語を選択できる。

（外国語を選択した留学生が日本語科目を履修した場合は、日本語科目で修得した単位は卒業単位に含むことはできない。）

※留学生は、キャリアデザインⅡ、キャリア実践Ⅰについては選択科目とする。

（理学療法学専攻・作業療法学専攻）

教養科目については、以下の科目群より単位を修得しなければならない。

履修区分	必修単位数	合計
１．人間力育成科目	6	18単位以上
２．キャリア教育科目	4	
３．数理・情報活用科目	2	
４．外国語	6	
５．基礎教育科目	6	6単位以上
６．その他		—
各科目分野の必要単位数を修得の上、合計で24単位以上修得しなければならない。		

(専門教育科目)

人間科学科 心理学専攻

2. 専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目		単位数		授業科目		単位数	
区分、分野	授 業 科 目	必修	選択	区分、分野	授 業 科 目	必修	選択
専門教育科目	学科共通専門科目	人間科学概論Ⅰ	2	専門教育科目	社会・集団・家族心理学Ⅰ		2
		人間科学概論Ⅱ	2		社会・集団・家族心理学Ⅱ		2
		臨床薬理学	2		心理学的アセスメント		2
		公衆衛生学	1		心理学的支援法		2 ^{*2}
		臨床栄養学	2		福祉心理学		2
		一般臨床医学	1		教育・学校心理学		2
		臨床神経学	2		司法・犯罪心理学		2 ^{*3}
		小児科学	1		産業・組織心理学		2 ^{*3}
		精神医学	1		関係行政論		2
		救急救命医学	1		公認心理師の職責		2
		画像診断学	1		生涯発達心理学		2
		地域レクリエーション演習	1		社会福祉原論		2
		地域マネジメント学	2		心理学史		2
		生活環境学	1		臨床の倫理		2
		生活支援工学	2		比較心理学		2
		ヘルスプロモーション	1		家庭支援論		2
		人間生活学	1		心理尺度構成法Ⅰ		1
		園芸論	2		心理尺度構成法Ⅱ		1
		園芸療法論	2		心理演習		1
		ガーデニング	2		心理実習Ⅰ		1
		園芸療法実習	2		心理実習Ⅱ		1
		人体の構造と機能及び疾病	2		心理検査演習		1
		神経・生理心理学Ⅰ	2		卒業研究演習Ⅰ		2 ^{*1}
		精神疾患とその治療	2		卒業研究演習Ⅱ		2 ^{*1}
		神経診断学	2		卒業研究演習Ⅲ		2 ^{*1}
		発達心理学	2		卒業研究演習Ⅳ		2 ^{*1}
		臨床心理学概論	2		卒業研究		2 ^{*1}
		障害者・障害児心理学	2 ^{*2}		日本史		2
		健康・医療心理学	2		東洋史		2
		カウンセリング演習Ⅰ	1		西洋史		2
		カウンセリング演習Ⅱ	1		地理学概論		2
		外書購読	2		地誌学		2
		コミュニティ心理学	2		法学		2
		基礎演習Ⅰ	2		政治学		2
		基礎演習Ⅱ	2		宗教学		2
		基礎演習Ⅲ	2		社会科・地歴科教育法Ⅰ		2
		基礎演習Ⅳ	2		社会科・地歴科教育法Ⅱ		2
	心理専門科目	心理学概論Ⅰ	2 ^{*1}		社会科・公民科教育法Ⅰ		2
		心理学概論Ⅱ	2 ^{*1}		社会科・公民科教育法Ⅱ		2
		心理学研究法Ⅰ	2 ^{*1}		教育原論		2
		心理学研究法Ⅱ	2 ^{*1}		教職論		2
		心理学統計法Ⅰ	2 ^{*1}		教育行政学		2
		心理学統計法Ⅱ	2 ^{*1}		教育心理学		2
		心理学実験Ⅰ	1 ^{*1}		特別支援教育		1
		心理学実験Ⅱ	1 ^{*1}		教育課程論		1
		医学概論Ⅰ	2 ^{*1}		道德教育の理論と方法		2
		医学概論Ⅱ	2 ^{*1}		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2
		人体の生理的機能	2		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）		2
		知覚・認知心理学	2		生徒・進路指導論		2
		学習・言語心理学	2		教育相談の基礎		2
		感情・人格心理学Ⅰ	2		教育実習指導		1
		感情・人格心理学Ⅱ	2		教育実習		4
		神経・生理心理学Ⅱ	2		教職実践演習（中・高）		2
					介護等体験の研究		1

(注) 心理学専攻の学生は、単位数に*1印のついた科目を必ず履修すること。

(注) 中学校教諭一種免許状（社会）を取得しようとする者は、教員免許状取得に関する規程の免許法施行規則に定める科目とは別に単位数に*2印のついた科目を必ず履修すること。

(注) 高等学校教諭一種免許状（公民）を取得しようとする者は、教員免許状取得に関する規程の免許法施行規則に定める科目とは別に単位数に*2印及び*3印のついた科目を必ず履修すること。

(専門教育科目)

人間科学科 理学療法専攻

2. 専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		授 業 科 目	単位数		授業科目 区分、分野		授 業 科 目	単位数	
			必修	選択				必修	選択
専門教育科目	学科共通専門科目	人間科学概論Ⅰ	2		専門教育科目	リハビリテーション専門科目	共通科目	病理学	1
		人間科学概論Ⅱ	2					内科学Ⅰ	1
		臨床薬理学		2				内科学Ⅱ	1
		公衆衛生学		1				整形外科Ⅰ	1
		臨床栄養学		2				整形外科Ⅱ	1
		一般臨床医学		1				リハビリテーション概論	1
		臨床神経学		2				リハビリテーション医学	1
		小児科学		1				リハビリテーションマネジメントⅠ	1
		精神医学		1				リハビリテーションマネジメントⅡ	1
		救急救命医学		1				リハビリテーション学研究法	1
		画像診断学		1				小児リハビリテーション学	1
		地域レクリエーション演習		1				義肢装具学	1
		地域マネジメント学		2				中山間地域健康増進演習	1
		生活環境学		1				リハビリテーション臨床技能演習	1
		生活支援工学		2				臨床見学実習	1
		ヘルスプロモーション		1				臨床評価実習	4
		人間生活学		1				地域リハビリテーション実習	1
		園芸論		2				総合臨床実習	16
		園芸療法論		2		理学療法専門科目	理学療法学	1	
		ガーデニング		2			理学療法総合演習	2	
		園芸療法実習		2			評価学概論	2	
		人体の構造と機能及び疾病		2			評価学実習	1	
		神経・生心理学Ⅰ		2			運動系理学療法学演習	2	
		精神疾患とその治療		2			循環呼吸系理学療法学演習	1	
		神経診断学		2			神経系理学療法学演習	1	
		発達心理学		2			理学療法臨床評価演習	1	
		臨床心理学概論		2			義肢装具学実習	1	
		障害者・障害児心理学		2			運動療法学総論	1	
		健康・医療心理学		2			物理療法学	1	
		カウンセリング演習Ⅰ		1			物理療法学実習	1	
		カウンセリング演習Ⅱ		1			神経系理学療法評価学	1	
		外書購読		2			神経系理学療法治療学実習	1	
		コミュニティ心理学		2			循環呼吸系理学療法治療学実習	1	
		基礎演習Ⅰ		2			運動系理学療法治療学実習	1	
		基礎演習Ⅱ		2			生活技術学	1	
		基礎演習Ⅲ		2			生活技術学実習	1	
		基礎演習Ⅳ		2			難病理学療法	1	
	リハビリテーション専門科目	共通科目	解剖学Ⅰ				1	スポーツ障害	1
			解剖学Ⅱ				1	理学療法学研究法演習Ⅰ	1
			解剖学演習Ⅰ				1	理学療法学研究法演習Ⅱ	1
			解剖学演習Ⅱ				1		
			生理学Ⅰ				1		
			生理学Ⅱ				1		
			生理学演習				1		
			運動学				1		
			運動学演習				1		
			人間発達学				1		

(教育学に関する科目)

3. 教育学に関する科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。ただし、卒業要件単位には含まない。

授業科目 区分、分野	授業科目	単位数
関 する 科 目	教育原論	2
	教職論	2
	教育行政学	2
	教育心理学	2
	特別支援教育	1

(専門教育科目)

人間科学科 作業療法学専攻

2. 専門教育科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。

授業科目 区分、分野		単位数		授業科目 区分、分野		単位数	
		必修	選択			必修	選択
専門教育科目	学科共通専門科目	人間科学概論Ⅰ	2	専門教育科目	リハビリテーション専門科目	病理学	1
		人間科学概論Ⅱ	2			内科学Ⅰ	1
		臨床薬理学	2			内科学Ⅱ	1
		公衆衛生学	1			整形外科Ⅰ	1
		臨床栄養学	2			整形外科Ⅱ	1
		一般臨床医学	1			リハビリテーション概論	1
		臨床神経学	2			リハビリテーション医学	1
		小児科学	1			リハビリテーションマネジメントⅠ	1
		精神医学	1			リハビリテーションマネジメントⅡ	1
		救急救命医学	1			リハビリテーション学研究法	1
		画像診断学	1			小児リハビリテーション学	1
		地域レクリエーション演習	1			義肢装具学	1
		地域マネジメント学	2			中山間地域健康増進演習	1
		生活環境学	1			リハビリテーション臨床技能演習	1
		生活支援工学	2			臨床見学実習	1
		ヘルスプロモーション	1			臨床評価実習	4
		人間生活学	1			地域リハビリテーション実習	1
		園芸論	2			総合臨床実習	16
		園芸療法論	2			作業療法概論	1
		ガーデニング	2			基礎作業学	1
		園芸療法実習	2			基礎作業学実習	1
		人体の構造と機能及び疾病	2			作業療法学研究法演習Ⅰ	1
		神経・生理心理学Ⅰ	2			作業療法学研究法演習Ⅱ	1
		精神疾患とその治療	2			作業療法評価学総論	1
		神経診断学	2			身体障害作業療法評価学実習	1
		発達心理学	2			作業機能障害評価学	1
		臨床心理学概論	2			精神障害作業療法評価学	1
		障害者・障害児心理学	2			作業科学	1
		健康・医療心理学	2			身体障害作業療法学Ⅰ	1
		カウンセリング演習Ⅰ	1			身体障害作業療法学Ⅱ	1
		カウンセリング演習Ⅱ	1			身体障害作業療法学演習	1
		外書購読	2			認知機能作業療法学	1
		コミュニティ心理学	2			認知機能作業療法学演習	1
		基礎演習Ⅰ	2			精神障害作業療法学	1
		基礎演習Ⅱ	2			精神障害作業療法学演習	1
		基礎演習Ⅲ	2			発達障害作業療法学	1
		基礎演習Ⅳ	2			高齢期作業療法学	1
	リハビリテーション専門科目	解剖学Ⅰ	1			高齢期作業療法学演習	1
		解剖学Ⅱ	1			日常生活活動学	1
		解剖学演習Ⅰ	1			日常生活活動学演習	1
		解剖学演習Ⅱ	1			作業療法実践演習	1
		生理学Ⅰ	1			作業療法総合演習	2
		生理学Ⅱ	1			医療保健福祉施設体験実習	1
		生理学演習	1				
		運動学	1				
		運動学演習	1				
		人間発達学	1				
	共通科目						

(教育学に関する科目)

3. 教育学に関する科目の授業科目ならびに単位数は次のとおりである。ただし、卒業要件単位には含まない。

授業科目 区分、分野	授業科目	単位数
関 する 教 育 学 に 関 する 科 目	教育原論	2
	教職論	2
	教育行政学	2
	教育心理学	2
	特別支援教育	1

別表Ⅶ（納付金）

一 入学検定料 20,000円

（ただし、専願入試及び大学入学共通テスト利用入試は10,000円）

二 入 学 金 300,000円

三 授業料、その他納付金

社会科学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
経 営 社 会 学 科	700,000円	330,000円	1,030,000円
ス ポ ー ツ 社 会 学 科	760,000円	350,000円	1,110,000円

看護学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
看 護 学 科	1,000,000円	350,000円	1,350,000円

農学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
農 業 資 源 生 物 学 科	850,000円	350,000円	1,200,000円
海 洋 水 産 生 物 学 科	850,000円	350,000円	1,200,000円
ア ク ア グ リ ー ン フ ィ ー ル ド 学 科	850,000円	350,000円	1,200,000円

外国語学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
外 国 学 科	700,000円	330,000円	1,030,000円

アニメーション学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
ア ニ メ ー シ ョ ン 学 科	700,000円	330,000円	1,030,000円

人間科学部

学 科 名	授 業 料	施設設備費	合 計
人 間 科 学 科	803,000円	350,000円	1,153,000円